

第3次行政改革大綱

平成28年10月20日

鳥取県西部広域行政管理組合

I 基本方針

1 基本的な考え方

鳥取県西部広域行政管理組合（以下「組合」という。）では、組合構成市町村において平成17年度から始められた行政改革の取り組みの一環として、組合で共同処理する構成市町村の事務においても、組合構成市町村と同様に行政改革に取り組むため、平成18年度から第1次及び第2次行政改革大綱実施計画を策定して行政改革の取り組みを進めてきました。

組合構成市町村や組合において行政改革を行ってきた間、国の三位一体改革による市町村財政の悪化、リーマンショックによる世界金融危機、そして引き続く欧州債務危機や東日本大震災などによる景気後退に繰り返し見舞われたこと等による税収の減少や、高齢化の進展による社会保障関係支出の拡大などで、組合構成市町村財政は厳しい状況となる中、組合が行った行政改革の取り組みによる成果も、市町村財政の好転へ一定の貢献をしたものと考えられます。

この度、第2次行政改革大綱実施計画期間の終了にあたり、今後予想される人口減少と少子高齢化社会の進展に対応し、組合構成市町村が地方創生の市町村総合戦略に基づく事業を進めていく中で、組合においても、組合構成市町村が描く将来像に適合した組合共同処理事務の処理が行える体制への見直しや事務処理の効率化を図り、引き続く市町村の厳しい財政状況の下、組合において必要となる施策を計画的に実施し、安定した財政運営を行うことができる体制の確立を図ることを目的に、第3次行政改革大綱を策定するものです。

2 改革の基本方針

第3次行政改革大綱についての基本的考え方に基づき、人口減少・少子高齢化社会の進展に対応し、組合構成市町村が描く将来像に適合した組合共同処理事務の処理が行える体制への見直しを図る取り組みと、引き続く市町村の厳しい財政状況の下で必要な施策の計画的な実施と安定した財政運営を行うことができる体制の確立を図る取り組みを実施します。

3 推進期間

この大綱は、平成28年度から平成32年度までの5年間で推進期間とします。

4 実施計画

大綱に基づく実施計画は、平成28年度から平成32年度までの推進期間中の取組内容及び目標を明記します。

5 推進体制及び進行管理

(1) 推進体制

鳥取県西部広域行政管理組合行政改革推進本部設置要綱に基づく行政改革推進本部により推進します。

(2) 進行管理

実施計画に基づいた進捗状況を行政改革推進本部へ報告して、行政改革推進本部による進行管理を行います。

II 行政改革推進の基本項目

- 1 人口減少・少子高齢化社会の進展に対応し、組合構成市町村が描く将来像に適合した組合共同処理事務の処理が行える体制への見直しを図る取り組み
- 2 市町村の厳しい財政状況の下で必要な施策の計画的な実施と安定した財政運営を行うことができる体制の確立を図る取り組み

III 具体的方針及び改革事項

- 1 人口減少・少子高齢化社会の進展に対応し、組合構成市町村が描く将来像に適合した組合共同処理事務の処理が行える体制への見直しを図る取り組み
 - (1) 市町村将来像に適合した組合施設とするための施設の更新、設置及び集約化と事務局組織体制の見直し・再編
 - ①最終処分場整備の検討
 - ②エコスラグセンターのプラスチック選別処理施設への機能転換に伴う組織体制の見直し
 - ③リサイクルプラザ再生工場のあり方の検討
 - ④財務会計システムの導入による地方公会計制度改革への適切な対応と事務処理の効率化
 - ⑤事務室・会議室の安定的確保による安定的事務処理体制の構築
 - ⑥定員適正化計画の策定
 - (2) 市町村将来像に適合した消防局組織体制の見直し・再編

①消防局組織体制の見直し・再編

(3) 人事評価制度の導入に伴う適正な人事管理の実施と人材の育成

①人事評価制度の導入に伴う適正な人事管理の実施

②人材の育成

(4) 情報提供・広報の充実

①情報提供・広報の充実

2 市町村の厳しい財政状況の下で必要な施策の計画的実施と安定した財政運営を行うことができる体制の確立を図る取り組み

(1) 時間外勤務と経常経費の適正管理

①時間外勤務の適正管理

②経常経費の適正管理

③電力入札の導入

(2) 市町村負担金を減額する歳入の確保

①火葬場使用料の見直し

②その他使用料・手数料の見直し

③新たな歳入確保策の検討

(3) 基金の計画的積立管理と活用

①退職積立基金の計画的積立・管理

②大規模投資的事業財源を確保し市町村負担の年度間の平準化を図るための基金活用

(4) 市町村負担金のあり方の検討

①市町村負担金のあり方の検討